

岐阜県目的地充電インフラ設備整備事業費補助金交付要綱

令和7年5月15日

(総則)

第1条 県は、温室効果ガスの排出量が少ない電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車の普及促進を図るため、県内の商業施設、宿泊施設等に普通充電設備及び急速充電設備（以下「充電設備」という。）を導入する事業者（以下「補助事業者」という。）が行う当該充電設備の導入に要する経費に対し、予算の範囲内で目的地充電インフラ設備整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、岐阜県補助金等交付規則（昭和57年岐阜県規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 電気自動車 搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）に規定する自動車検査証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）をいう。
- (2) プラグインハイブリッド自動車 搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。
- (3) 普通充電設備 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であって、漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (4) 急速充電設備 電気自動車及びプラグインハイブリッド自動車に充電するための設備であって、電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を共に有する、一基当たりの定格出力が50kW以上90kW未満のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えたものをいう。
- (5) 目的地充電 移動先での滞在中の駐車時間に行う充電をいう。

(欠格事由)

第3条 前条の規定にかかわらず、次に掲げる者は、対象事業者となることができない。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。次号において「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 役員等（法人にあっては役員及び使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所の業務を統括する者（営業所の業務を統括する権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。以下同じ。）を、法人以外の団体にあっては代表者、理事その他法人における役員及び使用人と同等の責任を有する者を、個人にあってはその者及びその使用人をいう。以下同じ。）が暴力団員であるなど、暴力団がその経営又は運営に実

質的に関与している個人又は法人その他の団体（以下この条において「法人等」という。）

- (4) 役員等が、暴力団員であることを知りながらこれを使用し、又は雇用している個人又は法人等
- (5) 役員等が、その属する法人若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）を利用して個人又は法人等
- (6) 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している個人又は法人等
- (7) 役員等が、その理由を問わず、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している個人又は法人等
- (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している者であることを知りながら、下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等を締結し、これを利用して個人又は法人等

（補助対象事業等）

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という）は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 岐阜県内の商業施設、宿泊施設等、電気自動車等の利便性向上の観点から特に有効と考えられる施設における目的地充電のための充電設備を設置する事業であること。
 - (2) 一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「センター」という。）が定めるクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付規程（充電設備）（以下「交付規程」という。）に基づくクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（交付規程第4条第2号に規定する商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）に係るものに限る。以下「センター補助金」という。）の交付を受けるものであること。
- 2 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、別表1のとおりとする。

（補助事業者）

第5条 補助事業者は、補助対象事業を実施する者であって、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) センター補助金の交付決定を受けていること。
- (2) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 国

イ 地方公共団体（岐阜県内の市町村並びに岐阜県内の市町村が設置する一部事務組合及び広域連合を除く。）

（補助金の交付申請）

第6条 補助金交付申請書の様式は、別記第1号様式のとおりとする。

- 2 補助金交付申請書には、別表2において定める書類を添付しなければならない。

3 補助金交付申請書の提出期限は、知事が別に定める。

(事業の着手時期)

第7条 補助対象事業の着手時期は、センター補助金の交付決定のあった日以後でなければならない。

(補助金の交付の条件)

第8条 補助金の交付決定には、次に掲げる条件が付されているものとする。

- (1) 補助対象事業の内容の変更（補助金の交付の目的及び補助対象事業の能率に影響を及ぼさない範囲の変更を除く。）をする場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ知事の承認を受けること。
- (3) 補助対象事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助対象事業の遂行が困難となった場合は、その旨を速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

2 前項第1号及び第2号の規定により知事の承認を受けようとする場合の申請書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 前項第1号の承認 事業内容変更承認申請書（別記第3号様式）
- (2) 前項第2号の承認 事業中止（廃止）承認申請書（別記第4号様式）

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることができるのは、補助金の交付決定の日から10日以内とする。

2 前項の申請の取下げは、別記第5号様式により行うものとする。

(実績報告)

第10条 実績報告書の様式は、別記第6号様式のとおりとする。

2 実績報告書には、別表3において定める書類を添付しなければならない。

3 実績報告書の提出期限は、補助対象事業の完了の日（中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認を受けた日。以下同じ。）から起算して30日を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の2月末日のいずれか早い日とする。

(履行確認)

第11条 知事は、実績報告書の提出を受けたときは、速やかに履行の確認を行う。

2 前項の場合において、実績報告書により履行の確認ができないときは、現地確認又は聴取により履行の確認を行うことができる。

3 現地確認を行うときは、あらかじめ補助事業者に対して確認の日時及び場所その他必要な事項を通知するものとする。ただし、緊急に確認を行う必要があるときは、この限りでない。

(補助金の交付時期等)

第12条 補助金は、規則第14条の規定による補助金の額の確定後において交付する。

2 補助事業者は、知事が別に指定するところにより、別記第7号様式による補助金交付請求書を提出しなければならない。

(暴力団の排除)

第13条 規則第4条の規定による申請があった場合において、補助事業者が第3条の規定に該当するときは、知事は、その者に対して、補助金の交付をしないものとする。

2 知事は、規則第5条の規定による交付決定をした後において、当該交付決定を受けた者が第3条の規定に該当することが明らかになったときは、規則第17条第1項の規定により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

3 前項の場合において、既に補助金が交付されているときは、知事は、規則第18条第1項の規定により、補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第14条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち次に掲げる財産を、知事の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、廃棄し、又は使用の本拠の位置の変更をしてはならない。ただし、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間を経過した場合は、この限りでない。

(1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具

(2) その他知事が補助金の交付の目的を達成するため特に必要があると認めるもの

2 補助事業者は、前項の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、第1項の承認をしたときは、財産処分承認結果通知書（別記第9号様式）により、補助事業者に通知するものとする。

4 知事は、第1項の承認を受けて財産を処分したことにより収入があったときは、補助事業者に対し、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(書類、帳簿等の保存期間)

第15条 規則第22条に規定する書類、帳簿等の保存期間は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間とする。

(委任)

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表 1 (第 4 条関係)

区分		補助対象経費	補助金の額
充電設備の種類	定格出力		
急速充電設備	50kW以上 90kW未満	センター補助金の交付対象となっている急速充電設備の設備購入費	センター補助金の交付額のうち補助対象経費に係る額に1/2を乗じた額
普通充電設備	10kW未満	センター補助金の交付対象となっている普通充電設備の設備購入費	センター補助金の交付額のうち補助対象経費に係る額に1/2を乗じた額

別表 2 (第 6 条関係)

1	誓約書 (別記第 2 号様式)
2	センター補助金の交付決定通知書 (写し)
3	充電設備本体の購入に係る見積書 (写し) (工事費と一体となっている場合は、内訳が分かる書類を添付すること。)
4	導入施設の概要 (施設の概要が確認できる書類、地図、写真等)
5	設置予定場所の概要 (位置図、写真等)
6	設置場所が借地の場合は、当該土地の使用の許諾及び充電設備を設置することの許諾があることを証する書類の写し
7	法人 (地方公共団体を除く。) にあつては、履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書 (3 カ月以内の発行のもの) の写し (リースの使用者及び契約者を含む。)
8	個人にあつては、本人確認書類 (免許証、健康保険証、住民票等) の写し
9	県内に事業所を有する場合は、県税納税証明書の写し (リースの使用者及び契約者を含む。)
10	充電設備をリースする目的で取得するものについては、リース事業を生業とすることを証する書類 (上記「7」で代替することも可)
11	その他知事が必要と認める書類

別表 3 (第 10 条関係)

1	センター補助金の額確定通知書 (写し)
2	充電設備本体の発注書 (写し)
3	充電設備本体の請求書 (写し) (工事費と一体となっている場合は、内訳が分かる書類を添付すること。)
4	充電設備本体の領収書 (写し)
5	充電設備設置の完了を確認できる書類 (設置場所図面、写真等)
6	充電設備をリースする目的で取得するものについては、リース契約書の写し
7	その他知事が必要と認める書類